

第6類 財務

第1章 予算・会計

○日向東臼杵広域連合財政事情の作成及び 公表に関する条例

（平成26年2月26日条例第23号）

日向東臼杵南部広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この条例の施行については、財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和26年日向市条例第21号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは、「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合財務規則

（平成13年4月1日規則第9号）
（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、広域連合の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この規則の施行については、日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号）を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合補助金等の交付に関する規則

（平成25年1月24日規則第1号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の適正な執行を図ることを目的とする。

（準用）

第2条 この規則の施行については、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号）を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。